

特別支援教室が導入されるとどうなりますか？

Q1 特別支援教室が導入されると指導を受けられる時間はどうなりますか？
また、在籍校以外で指導を受けることはできますか？

A1 これまでどおり、必要な時間数の指導を受けることができます。また、基本は在籍校で巡回指導を受けることとなりますが、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な場合等は他校の特別支援教室に通って、指導を受けることも可能です。学校及び区市町村教育委員会と御相談ください。

Q2 これまでの通級指導学級設置校が拠点校になりますか？
巡回指導員は、週何日、巡回指導に来ますか？

A2 巡回指導の拠点校は、区市町村教育委員会が地域の実情を踏まえ、これまでの通級指導学級設置校に設置する場合や設置校以外の学校に新たに設置する場合があります。また、巡回する日数は、指導する児童数や時間数等に応じて、学校及び区市町村教育委員会が決定します。

Q3 特別支援教室になると指導内容が変わりますか？

A3 通級指導学級で実施してきた児童の障害の状態に応じた「自立活動」や「教科の補充指導」を在籍校で受けられるようにするものであり、指導内容が変わるものではありません。在籍校で実施することで、巡回指導教員と在籍学級担任との連携が緊密になり、指導内容の充実を図ることができます。

Q4 臨床発達心理士等の専門家の巡回があるそうですが、専門家に家庭教育の相談はできますか？

A4 各小学校を巡回する臨床発達心理士等は、基本的には児童に対する指導上の配慮について巡回指導教員や在籍学級担任等への助言を行う役割を担います。ただし、巡回指導教員や在籍学級担任等を通して家庭教育への相談を行うことは可能です。

発達障害教育の充実には、保護者の理解が重要となります。

発達障害の児童一人一人の、生活上や学習上の困難さを改善するためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。このため、保護者の皆様にも特別支援教室の導入と運営について理解を深めていただき、教職員と連携して発達障害教育の充実を図っていくことが大切です。

保護者の皆様へ

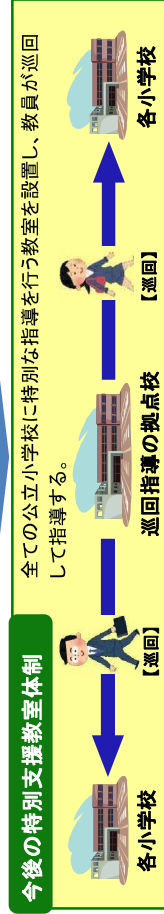
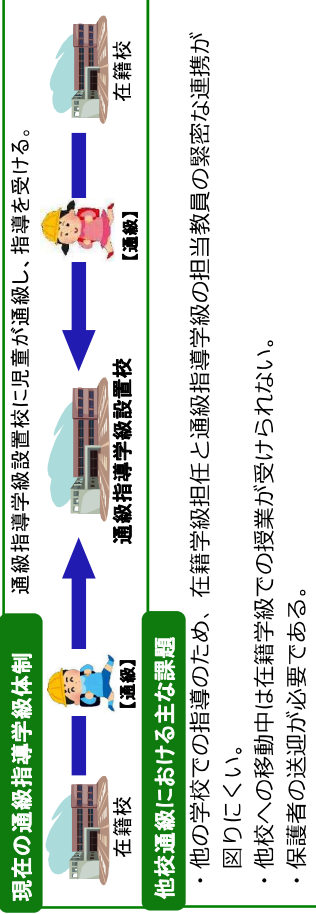
小学校の「情緒障害等通級指導学級」が 「特別支援教室」に変わります

平成28年度から特別支援教室での指導を開始します。

現在、小学校の通常の学級に在籍している発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けています。

発達障害の児童は全ての小学校に在籍していると推測されるため、在籍校で指導が受けられるように各小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導を開始します。

この特別支援教室の導入は、平成28年度以降、準備の整った区市町村から順次行います。



【特別支援教室導入により期待される効果】

- ・これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で実施することで、より多くの児童が支援を受けられるようになり、在籍校での個別指導や小集団指導を通して、児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

各小学校における指導・支援の体制



特別支援教室の導入を円滑に行うため、新規に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行います。

新規

特別支援教室専門員(非常勤) 【注2】

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います。



新規



臨床発達心理士等(巡回) 【注3】

児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

特別支援教室で行う指導とは…

通常の学級に在籍する発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、障害の状態に応じ行う「自立活動」や「教科の補充指導」です。

学習面で現れる課題【例】	高機能自閉症・アスペルガー症候群	注意欠陥多動性障害（ADHD）	学習障害（LD）
指導事例	- コミュニケーションがうまく図れない。 - 相手の立場になって考えることが難しい。 - ロールプレイ等で、適切な会話ができるようにするための指導 - 物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導	- 注意を集中し続けることが難しい。 - 授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないいうちに出し抜けて答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔してしまう。 - 必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導 - 順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導	- 音読が苦手である。 - 書くことが苦手である。 - 計算が苦手である。 - 自分に合った学習方法を知り、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようにするための指導

【注1】 これまでの通級指導学級の担当教員が「巡回指導教員」という名称に変わります。

【注2】 特別支援教室専門員は、特別支援教室導入校に配置します。

【注3】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、特別支援教室導入校を巡回します。